

命 令 書 (写)

申 立 人 川崎市幸区幸町2丁目684番1号

神奈川シティユニオン

執行委員長 A

被申立人 神奈川県中郡二宮町二宮157番地

原建設株式会社

代表取締役 B

上記当事者間の神労委平成23年(不)第8号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成24年10月19日第1513回公益委員会議において、会長公益委員盛誠吾、公益委員高荒敏明、同福江裕幸、同山下幸司、同石黒康仁、同篠崎百合子及び同浜村彰が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、申立人が平成22年8月9日付けで申し入れた団体交渉に誠実に応じなければならない。
- 2 被申立人は、本命令受領後、速やかに下記の文書を申立人に手交するとともに、同文書を縦1メートル、横2メートルの白色用紙に楷書で明瞭に大きく記載し、被申立人事務所入口付近に、その掲示が明確に識別できるよう毀損することなく10日間掲示しなければならない。

記

当社が、貴組合からの平成22年8月9日付け団体交渉要求に対し、何ら応答することなく団体交渉を拒否したことは労働組合法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為であると神奈川県労働委員会において認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

平成 年 月 日

神奈川シティユニオン

執行委員長 A 殿

原建設株式会社

代表取締役 B

理 由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、被申立人原建設株式会社（以下「会社」という。）が、同社による下水道管設置工事に従事していた C

が作業中に負傷した件について、申立人神奈川シティユニオン（以下「組合」という。）が平成22年8月9日付けで申し入れた団体交渉を拒否したことが労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為であるとして、救済申立てのあった事件である。

2 請求する救済内容の要旨

(1) 会社は、組合が申し入れたCの労働問題に関する団体交渉に誠意をもって応じること。

(2) 陳謝文を掲示すること。

第2 認定した事実（証拠を摘示しない事実は、審査の全趣旨又は当委員会に顕著な事実により認められるものである。）

1 当事者等

(1) 申立人等

ア 組合は昭和59年に結成された、いわゆる合同労働組合であり、肩書地に事務所を置き、本件結審日（平成24年7月19日）現在の組合員は963名である。

イ Cは、韓国人であり、自らを「 C 1 」と名乗ることがあった。Cは、後記2(6)のとおり、平成20年5月15日、組合に加入した。

(2) 被申立人

会社は、肩書地に本社を置く、建設業を営む会社である。会社の従業員数は不明である。

2 Cの組合加入までの経緯

(1) Cは、平成14年ころから会社で就労していた。会社におけるCの就労実態は、おおむね次のとおりである。

① 1日の就労時間は午前9時から午後5時までの8時間(昼休みが30分)

② 休日は基本的に日曜日と隔週の土曜日（月曜から金曜までの曜日においても就労していない日があった。）

③ 賃金は1日1万5,000円（月末にまとめて1か月分が現金で支払われた。給料明細は発行されなかった。）

なお、会社とCとの間では労働契約書は作成されていない。

【甲9、甲23、甲24、第1回審問 A 証言】

(2) Cは、平成19年11月15日、会社が二宮町（二宮町は、神奈川県中郡にある地方自治体である。）から受注した下水道管設置工事に従事し、道路掘削等の作業を行った。

同日昼ごろ、Cが、掘削した部分をならす作業を行っていたところ、掘削により壁状となっていた、同人から向かって左側の部分が崩れ、土の塊が同人の腰部に当たった（以下「本件事故」という。）。なお、通常、道路を掘削する場合、掘削した部分の壁面の長さが5メートルに達する度に「矢板（やいた：板状の杭）」を立て、壁面の崩れを防いでいたが、本件事故時には「矢板」が立てられていなかった。

会社は、同日、Cを神奈川県中郡大磯町に所在する東海大学医学部附属大磯病院（以下「東海大学大磯病院」という。）で受診させた。

なお、会社は、Cの治療費を、同日から平成20年2月15日まで負担したが、その後は、後記(3)の診断書に記載されている通院加療の期間が徒過していることを理由として負担しなかった。

【甲3、甲9、甲24、第1回審問 A 証言】

(3) Cは、東海大学大磯病院が横浜市中区の自宅から遠いことから、同病院の紹介により、平成19年11月19日、同区に所在する医療法人健仁会健仁外科医院（以下「健仁会病院」という。）で診察を受けた。

健仁会病院は、Cに対して骨折していることを説明するとともに、病名が「左座骨骨折」と記載された平成20年1月18日付けの診断書を交付した。同診断書には、平成19年11月15日に負傷し同月19日に健仁会病院を受診したこと、通院加療中であり約4か月の安静及び通院加療が必要である旨が記載されていた。なお、同診断書の「氏名」欄には「 C 1 」と記載されていた。

【甲1、甲9、甲24、第1回審問 A 証言】

(4) 会社は、Cに対して、前記(2)の治療費以外に給与補償として6回にわたり計132万円を支払った。支払は、会社に出向いてきたCに、会社が直接手渡す形で行われた。支払日及び支払額は、平成19年12月15日、平成20年1月15日、同年2月15日及び同年3月15日がそれぞれ23万円、同年4月15日及び同年5月15日がそれぞれ20万円であった。

【甲9、甲24、第1回審問 A 証言】

(5) Cは、平成20年5月8日、治療費の自己負担など本件事故について相談す

るため組合事務所を訪れた。

同日、組合は、Cから受けた相談の内容について事実確認を行うため、会社に架電したところ、会社は、「関係ねえ」と述べ電話を切った。

【甲24、第1回審問 A 証言】

(6) 平成20年5月15日、Cが会社に金銭を受け取りに出向くと、会社は、同人に対して金銭の支払は今回が最後である旨を述べた。なお、Cが、金銭の打ち切りについて会社から聞いたのはこのときが初めてだった。

また、会社は、Cに対して「もう来るな、もう受け取りにくるな。来たら警察を呼ぶ」と述べた。

Cは、同日、組合に加入した。

【甲9、甲24、第1回審問 A 証言】

3 平成20年5月22日付け団体交渉申入れと会社の対応

(1) 組合は、平成20年5月22日付け「組合加入通知書・団体交渉要求書・要請書」に前記2(3)の同年1月18日付け診断書の写しを添付して、会社及び二宮町長に対して送付した。同文書で組合は、会社に対して、①本件事故及び労働基準法に抵触すると思われるCの就労実態（時間外労働に対する割増賃金を支払っていないこと、年次有給休暇を付与していないこと）について事実関係の調査及び確認を行うこと、②①の結果について同年6月3日までに文書で回答することを求めるとともに、同月5日午後5時から組合事務所で団体交渉を開催するよう求めた（以下「20.5.22団体交渉申入れ」という。）。また、二宮町長に対して、本件事故について「発注元である二宮町役場にはコンプライアンスの責任が発生」するとして、会社を指導するよう求めた。

【甲2】

(2) 会社は、組合に対して、平成20年5月29日の消印で労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の様式第8号休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書（以下「8号様式」といい、同様式を用いた手続を「療養・休業補償給付の手続」という。）1部と手紙を送付した。

会社が送付した8号様式の「事業主の氏名」等を記載する欄には社判及び代表者印が押印されていた。また、同様式の「労働者の氏名」欄に「C1」、「治療のため労働できなかった期間」欄に平成19年11月15日から平成20年5月15日、振込を希望する金融機関の名称の「口座名義人」に「原建設」と記載されていた。なお、同様式は、「労働者の氏名」欄にCの本名ではなく「C1」と記載されていたため、労働基準監督署への申請に使用する

ことができなかった。

また、上記手紙には、「当社の手違いで自費で休業補償、休業特別支給金を支払ってきましたが、最初に立ち返って労働基準監督署に前記金額を請求することにしましたので、C1氏及び主治医の署名、押印をお願いします。団体交渉には行きません。」と記載されていた。

【甲4～6、甲24、第1回審問 A 証言】

(3) 二宮町長は、平成20年6月2日付けの文書で、前記(1)で組合が求めた会社に対する指導について回答した。同文書には、①同年5月26日、二宮町役場において会社社長から本件事故が事実であることを確認したこと、②会社に対して法令に基づく届出を行うよう指導したことが記載されていた。

【甲3】

(4) 組合は、平成20年6月3日、前記(1)の20.5.22団体交渉申入れについて連絡がないことから会社に架電したところ、会社は、休業補償給付等について、本来なら労災保険から支払われるべき給付金を会社がCに支払ったのだから、給付金が会社に支払われるという方法でなければ手続を進めない、第三者である組合の言うことを聞く必要はないなどと述べた。これに対して組合は、会社がCに対して支払った金銭は法律に基づいて計算されたものではなく、会社から受け取ったことについてC本人が書面で証明しなければ、会社が主張する手続を進めることはできないこと、Cは受診している病院を変えているので8号様式は2枚必要であることなどを説明した。しかし、会社が組合の説明をとりあわないため、組合が考えている方法で休業補償給付等の手続をする旨を述べ電話を切った。

【甲9、甲22、甲24、第1回審問 A 証言】

(5) 組合は、平成20年6月5日、団体交渉開催のため組合事務所で待機したが、会社は来所しなかった。

【第1回審問 A 証言】

4 本件団体交渉拒否までの経緯

(1) 組合は、療養・休業補償給付の手続のため、東海大学大磯病院及び健仁会病院に対し平成20年6月10日付けの文書及び8号様式を送付し、本件事故によってCが受けた傷病の証明を求めた。

【甲7、甲8】

(2) 会社は、平成20年6月11日、組合に架電し、前記3(2)で会社が組合に送付した8号様式を返送するよう求めた。これに対して組合は、前記3(4)の

説明を再度行ったが、会社は、自らの主張を述べ続けた後、電話を切った。

【甲22、甲24、第1回審問 A 証言】

- (3) 組合は、平成20年6月18日付けで、平塚労働基準監督署（以下「平塚労基署」という。）に対して、Cに代わり平成19年11月15日ないし平成20年5月16日までの療養・休業補償給付の請求手続を行った。組合は、平塚労基署に対し8号様式と共に、本件事故に関する組合と会社やりとりを記載した上で、会社の協力を得ることができないため本件事故に対する会社の証明がない状態で申請する旨を記載した書面を提出した。

【甲9】

- (4) 平塚労基署は、前記(3)の療養・休業補償給付の請求に対して、平成19年11月16日ないし平成20年5月16日までの分として合計130万3,200円を支給し、平成19年11月15日の分は不支給とする決定を行い、Cに対して、平成20年7月17日付けで決定通知書を送付した。同決定書には「振込委任」と記載されており、上記支給額は全て会社の銀行口座に振り込まれた。

【甲10～14、甲24】

- (5) Cは、平成20年5月17日ないし平成22年5月31日まで、横浜市神奈川区に所在する港町診療所で診察を受けた。同期間についても、組合はCに代わり療養・休業補償給付の請求手続を行い、平塚労基署から支給決定を受けた。同期間の支給はすべて、組合事務所近くの郵便局に送金され、Cが受領した。

【甲15～18、甲24、第1回審問 A 証言】

- (6) Cは、港町診療所から、本件事故による傷病である「左座骨骨折」が治癒したとの診断を受け、平成22年6月2日付けの診断書を交付された。同診断書には、「治ゆ年月日」が同年5月31日と記載されていた。また、同診断書には、後遺症について「左股関節運動痛、可動領域制限あり しゃがみ込み、500m以上歩行で左殿部痛強度 レントゲン上左座骨変形治ゆを認める」と記載されていた。平塚労基署は、同後遺症について「傷病・障害等等級号」を14級9号と認定し、Cに対して、同年7月22日付けで「一時金支給決定通知」を送付した。

【甲16、甲19、甲20、甲24、第1回審問 A 証言】

- (7) 組合は、平成22年8月9日付けで、会社に対して「C労災損害賠償要求書」を送付した。同要求書で組合は、「治療期間中の休業損害と慰謝料」及び「後遺障害による損害賠償（逸失利益と慰謝料）」に関する「円満解決の為の具体的な要求額」として548万4,800円を要求し、同要求に対する具体的な回答

を、同月25日までに文書で行うよう求めた。

また、組合は、同文書で、開催日時を同年9月1日午後3時、開催場所を組合事務所と指定し、上記要求内容を議題とする団体交渉の開催を求めた(以下、「本件団体交渉申入れ」という。)

【甲21、甲24、第1回審問 A 証言】

(8) 組合は、平成22年9月1日、団体交渉開催のため組合事務所で待機したが、会社は来所しなかった。

【甲24、第1回審問 A 証言】

(9) 組合は、平成23年4月11日、本件申立てを行った。

5 本件審査手続の状況

(1) 本件申立てを受け、当委員会から会社に架電したところ、会社は、本件審査手続に参加しない旨を述べた。

当委員会は、会社に対して審査手続への参加を促し、電話により不当労働行為救済申立制度について説明するなどして説得に当たったほか、審査開始通知書、調査期日通知書、審問開始通知書等審査手続上必要な書類だけではなく、不当労働行為救済申立制度、審査手続の流れ、必要な提出書類等について会社の理解に資するために別途作成した説明資料を必要に応じて送付した。

当委員会は、上記の文書を配達証明郵便で郵送していたところ、会社は、当初これらの郵便物を受領していたが、平成23年11月以降、保管期間経過により当委員会に返却されるようになった。このため当委員会は、その都度、事務局職員が本命令書会社肩書地に直接出向き、会社事務所が存在していることを確認の上(本件結審日現在、会社の解散の登記は行われていない。)、返却された郵便物を郵便ポストに差し置く対応をとった。

(2) 会社は、本件申立てに対する主張・立証を行わず、本件審査において実施された調査(3回実施)及び審問(3回実施)についても何ら理由を示すことなく一度も出頭しなかった。

第3 判断及び法律上の根拠

1 会社が、平成22年8月9日付けの組合による団体交渉申入れ(本件団体交渉申入れ)に応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否及び組合に対する支配介入に当たるか否か。

(1) 申立人の主張

会社は、組合が平成22年8月9日付け「C労災損害賠償要求書」で開催を

求めた団体交渉を、何ら回答することなく拒否した。このような会社の行為は、正当な理由のない団体交渉拒否であり、組合に対する支配介入である。

(2) 被申立人の主張

被申立人は、申立人の主張及び立証に対して、一切の反論及び反証を行っていない。

(3) 当委員会の判断

ア 団体交渉拒否について

(ア) 前記第2の2(2)及び同4(6)ないし(8)で認定した事実によれば、組合は、平成19年11月15日に起こった本件事故によるCの後遺症が確定し、平塚労基署から後遺障害の認定がなされ、同認定を基にした平成22年7月22日付け「一時金支給決定通知」が送付された後の同年8月9日付け文書で、後遺症に対する損害賠償等の要求を行うとともに、同要求に関する団体交渉の開催を求めた。これに対して会社は、組合への連絡等を行うこともなく、組合が求めた団体交渉に何ら対応しなかった。

(イ) 本件団体交渉申入れにおいて組合が会社に求めた交渉事項は、組合員であるCが、会社が受注した工事において生じた本件事故によって受けた負傷に関するものであり、会社には応じる義務がある。

(ウ) 次に、本件団体交渉申入れまでの本件事故に関する組合と会社とのやりとりについてみると、前記第2の3(2)、(4)及び(5)並びに同4(2)で認定した事実によれば、会社は、20.5.22団体交渉申入れについて、組合に送付した8号様式に同封した手紙において「団体交渉には行きません。」と述べただけで組合の申入れを拒否している。また、組合との電話においても、一方的に話し続けた後、電話を切るなどしており、本件団体交渉申入れまでに、会社が、組合との間で、本件事故を原因とするCの傷病について、実質的な話し合いを行い、何らかの合意に達したことが窺える事実はない。

(エ) 上記(イ)及び(ウ)からすると、会社には本件団体交渉申入れに応じる義務があったのであり、その義務を果たさなかった会社の対応に酌むべき事情は一切存在しない。よって、本件団体交渉申入れに対する会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否である。

イ 支配介入について

(ア) 前記第2の2(4)ないし(6)で認定したとおり、組合が、平成20年5月8日、Cから受けた相談内容について事実関係を確認するために会社に

架電した際、会社は、「関係ねえ」と述べ電話を切っている。そして、同日から1週間後の同月15日、会社が本件事故に関し治療費以外の給与補償として支給していた金銭を受け取るため会社を訪れたCに対して、会社は、今回が金銭支給の最後である旨を告げ、さらに「もう来るな、もう受け取りにくるな。来たら警察を呼ぶ」と述べている。

また、前記第2の3(1)、(2)及び(4)並びに同4(2)で認定したとおり、会社は、20.5.22団体交渉申入れに何ら対応せず、平成20年6月3日の電話では、第三者である組合の言うことを聞く必要はないと述べ、同月11日における組合との電話においては一方的に電話を切っている。

加えて、前記第2の3(2)及び(4)並びに同4(1)、(3)及び(4)で認定したとおり、平成20年5月に会社が組合に送付した、Cの療養・休業補償給付のための8号様式には、記載の不備や部数の不足があったこと、会社は、療養・休業補償給付を会社への振込にしなければ手続を進めない旨主張し、この主張に対する組合の2回にわたる説得にも聞く耳を持たなかったこと、20.5.22団体交渉申入れに会社が応じなかったことなどの経緯の中で、組合は、会社からの協力が何ら得られないまま、Cの療養・休業補償給付の手続を単独で行った。

そして、上記アで判断したとおり、会社は、本件団体交渉申入れを正当な理由なく拒否した。

(イ) 上記(ア)における会社の一連の対応をみると、組合が会社にCの相談内容について架電した1週間後、Cが会社を訪れると、会社は、唐突に金銭支給の打切りを告げ、それまでと同様に金銭を受け取りに来ただけの同人に対して、会社に来ることを禁じる旨の発言をするだけでなく、「警察を呼ぶ」と脅迫ともとれる発言まで行っている。このような対応からは、Cが組合に相談したに過ぎない段階から、同人を会社から排除しようとする会社の意図が窺える。そして、20.5.22団体交渉申入れが行われ、Cの組合加入が判明して以降、会社は、組合との電話において、組合の言うことを聞く必要はない旨の発言や一方的に電話を切る対応を行い、Cの療養・休業補償給付のための手続についても、自己の考えに固執し、組合に何ら協力しなかった。また、20.5.22団体交渉申入れ及び本件団体交渉申入れのいずれに対しても、会社は、何ら対応せず無視したのである。

(ウ) このような会社の一連の対応からすると、会社には、組合嫌悪のみな

らず、組合否認の意思が一貫して存在したことは明らかであり、このような意思を背景として行われた本件団体交渉申入れの拒否は、労組法が労働組合に保障する団体交渉権の形骸化に結びつく支配介入であることは明らかである。

以上、会社が、本件団体交渉申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否及び組合に対する支配介入に当たり、労組法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為である。

2 救済の方法

上記1の(3)アで判断したとおり、会社は、本件団体交渉申入れを正当な理由がないにもかかわらず拒否したことから、主文第1項のとおり命ずることとする。

また、上記1の(3)イで判断したとおり、本件団体交渉申入れの拒否は組合に対する支配介入であり、その背景には会社の組合嫌悪及び組合否認という意思が認められるから、会社の行為が不当労働行為であったことを周知徹底させ、同種行為の再発を抑止するため、主文第2項記載の文書を掲示させるとともに、同内容の文書を組合に直接交付することを命ずることとする。

なお、附言するに、前記第2の5で認定したとおり、会社は、本件審査手続において、当委員会からの度重なる指示にもかかわらず、本件申立てに対する主張・立証を行わず、調査及び審問を全て欠席した。このような会社の対応は、団体交渉権等を保障する労組法の趣旨を没却するものであり、当委員会は、強い遺憾の意を表するものである。

よって、労組法第27条の12及び労働委員会規則第43条の規定を適用し、主文のとおり命令する。

平成24年12月20日

神奈川県労働委員会

会長 盛 誠吾 (印)